

日本のADRの歴史1

調停以前

■江戸

- 内済 ・ ・ 内々で済ませる。五人組。(江戸)

■明治

- 勧解 (1875年=明治8年～1890年=明治23年)

国内の調停制度の歴史（戦前）

■大正

- 借地借家調停法（1922、大正11年）
 - 分野・都市限定、後続の調停法のモデルに。翌年（1923年）の関東大震災後の復興に活用。
- 小作調停法（1924）。商事調停法（1926）。

■昭和（戦前）

- 金銭債務臨時調停法（1932）－調停に代わる裁判。
- 人事調停法（1939）－家事事件、男女の調停委員。
- 戦時民事特別法（1942）－すべての民事紛争で調停利用。